

なお、サラリーマンの場合、2年目以降は年末調整の段階で住宅ローン控除の適用を受けることができます。



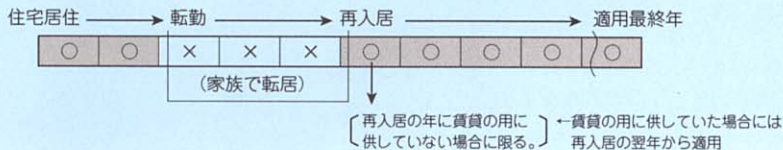
税金なんだばんだ？

—転居の場合の住宅ローン控除の適用範囲—

(1) 家族全員で転居の場合

従来の住宅ローン控除の適用では、(2)にありますように単身赴任を除いて、世帯全員が転居した場合、住宅ローン控除は受けられませんでした。

ところが、平成15年度の改正により、住宅ローン控除の適用を受けていた者が転勤等により一時転居し、その後再びその家屋に入居した場合には、住宅ローン控除の再適用が認められるようになりました。具体的には以下の通りです。



※上記の改正は、平成15年4月1日以後に居住の用に供しなくなった場合に適用されます。
なお、転居時及び再入居時には、それぞれ税務署に所定の届出が必要となります。

(2) 単身赴任の場合

住宅ローン控除を受けている本人が単身赴任や転地療養等やむを得ない事情によって、配偶者や扶養家族その他本人と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないことになった場合、その家屋にこれらの親族が引き続き居住し、かつ、そのやむを得ない事情が解消した後、本人が再びその家屋を居住の用に供することと認められるときは、本人がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとして、住宅ローン控除の適用を受けることができます。